

**令和4年度愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金  
(個別接種促進のための支援事業に係る交付金)の申請について**

新型コロナウイルスワクチンの一定回数以上の個別接種を実施した医療機関に対して、支援金を給付します。

**1. 申請期間**

区別	対象期間	申請期間
期間①	令和4年4月1日(金)から 令和4年6月4日(土)まで	令和4年7月1日(金)から 令和4年7月22日(金)まで【受付終了】
期間②	令和4年6月5日(日)から 令和4年8月6日(土)まで	令和4年9月1日(木)から 令和4年9月22日(木)まで【受付終了】
期間③	令和4年8月7日(日)から 令和4年10月1日(土)まで (期間延長に伴い、9月30日(金) までを10月1日(土)までに変更)	令和4年11月1日(火)から 令和4年11月25日(金)まで【受付終了】
期間④	令和4年10月2日(日)から 令和4年12月3日(土)まで	令和4年12月5日(月)から 令和4年12月21日(水)まで【受付終了】
期間⑤	令和4年12月4日(日)から 令和5年2月4日(土)まで	令和5年2月6日(月)から 令和5年2月24日(金)まで 消印有効
期間⑥	令和5年2月5日(日)から 令和5年3月31日(金)まで	今後ホームページでお知らせします。

**2. 交付要件**

「交付要綱」及び「愛知県作成Q&A」を十分参照のうえ、本事業の対象となるかご確認下さい。

交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する愛知県内に所在する診療所	ア 週100回以上の接種を別表の期間①～期間⑥のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 また、期間④以降においてはそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること	週100回以上の接種をした週における 接種回数×2,000円
	イ 週150回以上の接種を別表の期間①～期間⑥のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 また、期間④以降においてはそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること	週150回以上の接種をした週における 接種回数×3,000円
	ウ ア、イの条件を満たさない週において1日50回以上の接種を行った場合 また、期間④以降においては時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること	1日当たり 100,000円

交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する愛知県内に所在する病院	エ 1日50回以上の接種を行った場合 また、期間④以降においては時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること (実施期間は令和4年11月30日まで)	1日当たり 100,000円
	オ 通常診療とは別に接種のための特別な人員体制を確保し、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が、別表の期間①～期間⑥のそれぞれの期間中に4週間以上あった場合	エに加え次により算出した額の合計額を追加で交付 (ア)医師 1人1時間当たり 7,550円 (イ)看護師等 1人1時間当たり 2,760円 ※ただし、50回以上の接種を行った日の実績に限る。

期間④以降の追加要件の時間外、夜間または休日の考え方

時間外: 当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間: 18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)

休日: 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。(医療機関の診療日に関わらない。)

- ・ 自施設の入所者・通所者・従事者のみへの一定回数以上の個別接種を実施した、サテライト型施設となっている、愛知県内の介護老人保健施設及び介護医療院についても個別接種促進支援の対象となり申請いただけます。
- ・ 集団接種である大規模接種会場及び市町村特設会場での接種は交付対象となりません。
- ・ 中小企業及び大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業又は大学が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、当該医療機関の個別接種の実績に当該職域接種の実績を上乗せして交付します。(なお、ここでいう「医療機関」には、職域接種のみを目的とし臨時で開設した診療所を含めません。)
- ・ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、当該医療機関の個別接種の実績に当該職域接種の実績を上乗せして交付します。

### 3. 申請方法

<申請は原則電子申請となります>

#### 電子申請

①愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトから申請書様式をダウンロードし、書類を作成して下さい。

以下の愛知県ホームページにおいて、掲載しております。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/sugyfvkgiffyi.html>

②提出期限までに、申請フォームにより書類をアップロードし提出してください。

添付書類がアップロードできない場合は、添付書類のみ郵送提出とすることも可能です。事前に電子と郵送での提出をすることをコールセンターへ電話にて連絡のうえ、下記提出先に郵送して下さい。

### 郵送申請

・電子申請が行えない場合は郵送での提出が可能です。

①愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトから申請書様式をダウンロードし、書類を作成して下さい。

以下の愛知県ホームページにおいて、掲載しております。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/sugyfvkgiffyi.html>

②提出期限までに申請書類一式を下記提出先へ郵送により提出してください。

<郵送提出先> (期間②の提出先住所から変更しております。)

〒450-0002

名古屋市中村区名駅4-24-8 いちご名古屋ビル8F

愛知県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業交付金事務局

・封筒の表面に【個別接種支援事業交付金申請書(期間⑤) 在中】と朱書きしてください。

・提出された申請書類及び添付資料は返却いたしません。申請前に写しを取っておいてください。

### <提出書類>

① 令和4年度愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金(個別接種促進のための支援事業に係る交付金)交付申請書兼請求書(第1号様式)

② 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(必要に応じ、様式例を添付)

職域接種をした回数を計上した場合は、職域接種を依頼した全ての事務局に、様式例の作成を依頼して添付して下さい。

③ その他

○預金通帳の写し(通帳の表紙を開いたページで、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかる部分。支店の統廃合等により現状と異なる場合は、変更がわかる書類を添付するかその旨を補筆して下さい。)

○委任状(申請者と振込口座名義が同一者でない場合のみ)

○勤務時間報告書(別記様式)(特別な接種体制を確保した場合(病院)のみ)

○証拠書類(自由様式)(特別な接種体制を確保した場合(病院)のみ)

・通常診療とは別に、接種のための特別な人員配置をし、ワクチン接種に専従したことがわかるもの、及び専従時間がわかるもの(シフト表、接種案内等)。

※各様式について押印は不要ですが、医療機関としての申請となりますので、機関として十分なチェックをお願いします。

※申請書とVRSデータ等を照合した結果、疑義が生じた場合は、詳細な聞き取りをお願いすることがあります。

※実績報告は各期間において1回として下さい。報告後の変更は認められませんので、事前に十分にご検討の上、請求金額の確認をお願いします。

※書類の不備はその都度修正をお願いすることがあります。

※期間④以降の追加要件について、申請内容に疑義がある場合は、確認書類の提出をお願いすることがあります。

#### 4. 交付金の支払いについて

交付額が決定しましたら交付決定通知書を郵送します。交付決定通知書は、交付申請書兼請求書(第1号様式)の医療機関住所の項目に記載された住所に送付されます。  
交付金は交付決定の翌月月末をめどに入金します。

※申請書に偽りの記載をして、交付金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消し、又は支給した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

#### 5. 本事業に関するお問い合わせ先

11月1日から開設しております。(期間②の番号から変更しております。)

**愛知県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業コールセンター**

**電話 052-558-9671**

**受付時間 平日9:00-17:00**

※コールセンターの設置運営は、民間企業に委託しております。